

# 十勝定住自立圏の推進体制

## 市町村長意見交換会

- 委員：管内の市町村長
- ・ オブザーバー：十勝総合振興局、十勝圏複合事務組合、十勝町村会
- 事務局：帯広市

根拠：宣言中心市は、定住自立圏共生ビジョンに関し意見交換を行うため、少なくとも1年に一回、圏域内のすべての市町村長による懇談の場を設けるものとする。（定住自立圏構想推進要綱第6(7)）

役割：各自治体の首長の立場から、意見をいただく場であるとともに、懇談を行う場

## 共生ビジョン懇談会

- 委員：15人以内（学識経験者、分野の関係者、その他）
- ・ オブザーバー：幹事会（作業部会）、十勝総合振興局、十勝圏複合事務組合、十勝町村会
- 事務局：帯広市

根拠：ビジョンの策定又は変更にあたって、民間や地域の関係者を構成員として宣言中心市が開催する協議・懇談の場（定住自立圏構想推進要綱第6(2)）

役割：ビジョンの策定に関して、関係者の意見を幅広く反映させるため協議を行う。（十勝定住自立圏共生ビジョン懇談会設置要綱第1条）

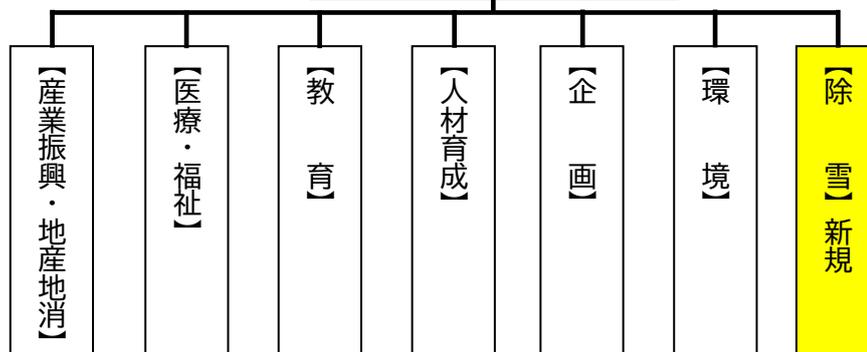
## 定住自立圏幹事会

- 幹事：管内19市町村の企画担当課長（定住自立圏担当）
- ・ オブザーバー：十勝総合振興局、十勝圏複合事務組合、十勝町村会
- 事務局：帯広市、十勝町村会、十勝圏複合事務組合、十勝総合振興局

根拠：定住自立圏構想を推進するため、定住自立圏幹事会を設置する。（定住自立圏幹事会設置要綱第1条）

役割：幹事会では、作業部会の設置、進捗管理、協定締結に向けた協議・全体調整、定住自立圏構想の推進に関して必要な事項を行う。（幹事は、定住自立圏の推進に関して、各市町村の意見調整を行う。）

## 作業部会



- 作業部会は、各市町村の分野に係る担当課長等で構成する。
- 作業部会事務局は、各分野における帯広市の担当課が担う。

※ 消費生活作業部会と電算システム作業部会は令和3年5月に廃止

個別協議（参加自治体が少ない場合）

根拠：幹事会に、連携が想定される各取組の分野毎に作業部会を置くことができる。（定住自立圏幹事会設置要綱第5条）

役割：・協定の締結に向けた協議、ビジョンの策定に向けた協議、担当分野に関する必要な事項を行う。作業部会事務局は、部会の運営と幹事会との連絡調整を行う。